

栃スポ協第 424 号
令和 4 年 3 月 11 日

各市町スポーツ少年団 本部長 様

公益財団法人栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団
本部長 橋本 健



まん延防止等重点措置下でのスポーツ少年団活動の段階的再開について(通知)

平素より、栃木県のスポーツ振興への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

栃木県スポーツ少年団活動の制限については、令和 4 年 3 月 7 日付け、栃スポ協 415 号により通知したところですが、スポーツ少年団活動の制限を緩和することといたします。各単位団におかれては下記のとおりといたします。

活動に際しましては、十分な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和 4 年 3 月 12 日 (土)~3 月 21 日 (月)
※警戒度レベル等の変更がある場合は改めて通知する。
- 2 対 応 (1)活動時間は原則週 4 日以内、平日のみ 1 日 2 時間以内とする。
(ただし、土日については大会等に備え活動を行うことは可とする。)
(2)練習試合、合同練習等は中止または延期とする。
(3)大会等への参加決定している場合は主催団体と協議のうえ、参加する選手及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、参加への理解と同意を得ること
(4)活動の可否について最終的な判断は、各市町スポーツ少年団、教育委員会が行う。
- 3 留意事項
 - ・基本的な感染対策を徹底する。
 - ・練習については、段階的に再開することとし、体力や技術を回復させた上で実践練習に移るよう計画的に実施する。また感染リスクの高い活動は避ける。
 - ・運動する際、マスクの着用は必要ないが、感染リスクを避けるためには、間隔を十分に確保するなど必要な対策を講じる。また、マスクを着用する際には熱中症などの健康被害が発生しないよう注意する。なお、練習前後(活動以外)の場面ではマスクを着用する。
- 4 その他 本対応は今後の状況により変更になる場合がある。

公益財団法人 栃木県スポーツ協会
栃木県スポーツ少年団事務局
TEL : 028-680-7771